**指定申請にかかる手続きについて**

**≪指定申請≫**

【提出書類】

１）指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1号）

２）誓約書（様式２号）

３）機械器具調書（別表）及び写真

○添付書類

・法人の場合　　◇謄本　（発行から3ヶ月以内）

　　　　　　◇定款又は寄付行為の写し

・個人の場合　　◇住民票の写し（発行から3ヶ月以内）

・共通　　　　　◇給水装置工事主任技術者免状の写し

◇指定申請時確認事項

　　　　　　　　　◇申請手数料（申請時に窓口で納付）

　　新規指定申請　20,000円

　　　　　　　　　　　更新指定申請　10,000円

　　※更新指定申請の場合、申請書提出時に従前の指定事業者証を提出すること。

●指定の基準（水道法第二十五条の三）

次のいずれにも適合していると認められるときには指定を行う。

１、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

２、厚生労働省令で定め次の機械器具を有する者であること。

　　一　　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

　　二　　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

　　三　　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

　　四　　水圧テストポンプ

３、次のいずれにも該当しない者であること。

　　イ、心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として

　　　　厚生労働省令で定めるもの

ロ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

　　ハ、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

　　ニ、第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

　　ホ、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　ヘ、法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

**≪給水装置工事主任技術者の選任≫**

【提出書類】

１）給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式3号）

○添付書類

◇給水装置工事主任技術者免状の写し

* 指定の日から2週間以内に給水装置工事主任技術者の選任届を提出すること。